

「令和8年度三重県認知症介護研修事業」企画提案コンペ選定基準

別紙1

1 基本的な考え方

- ① 契約候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容及び提案価格等の評価を100点満点とする採点方法を採用し、総得点の高い候補者を契約候補者とする。
- ② 各委員の平均得点が50点未満の場合は不選定とする。
- ③ 見積額が委託料上限価格を超えた場合は不選定とする。

2 評価項目と評価項目点

評価項目		項目評価点
1	本事業の目的及びその必要性を考慮したうえで、本事業の仕様及び条件が十分に理解されているか。	10
2	本事業と同様・類似事業の経験・実績があるか。	10
3	本事業実施の人員体制は適切か。	10
4	全体スケジュールや会場案は適切か。	10
5	研修運営方法や研修内容は適切か。	20
6	研修講師の確保と連携は適切か。	10
7	研修効果を高める工夫や独自性はあるか。	20
8	提案見積書	10
合 計		100

3 計算方法

上記の評価項目ごとに5段階で絶対評価を行い、項目評価点に応じた掛け率を乗じて採点する。

評価点の基本的な考え方	5点満点
A 極めて優れた提案	5
B 仕様書に+αの提案がされた提案	4
C 仕様書と同程度の提案(基準点)	3
D 考慮不足又は記載不足と判断される提案	2
E 記載なし又は不適切と判断される提案	1